

離島航路補助金交付要綱

平成 7 年 3 月 31 日
6 港島管第 639 号
港湾局長決定

平成 12 年 9 月 1 日一部改正
12 港島管第 526 号

平成 16 年 11 月 30 日一部改正
16 港島管第 517 号

平成 18 年 2 月 28 日一部改正
17 港島管第 691 号

平成 21 年 9 月 25 日一部改正
21 港島管第 626 号

平成 23 年 12 月 28 日一部改正
23 港島管第 962 号

(趣旨)

第 1 条 伊豆諸島における離島航路の維持及び改善を図るため、離島航路事業者に対し、予算の範囲内において離島航路補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 離島航路

本土と伊豆諸島間又は伊豆諸島相互間を連絡する航路をいう。

(2) 離島航路事業

離島航路における海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 4 項に規定する旅客定期航路事業で同法の適用を受けるものをいう。

(3) 離島航路事業者

離島航路事業を営む者をいう。

(4) 離島補助航路

第4条に基づく指定を受けた離島航路をいう。

(5) 指定航路事業者

離島補助航路において離島航路事業を営む者をいう。

(6) 補助対象事業者

第6条に基づく補助金の交付決定を受けた者をいう。

(7) 補助対象期間

航路補助金を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する会計年度。以下「交付年度」という。）の前年度の10月1日から交付年度の9月30日までの1年間をいう。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付に際し、補助金の交付を受けようとする離島航路事業者（以下「申請者」という。）をして、離島航路ごとに、補助金交付申請書（別記第1号様式）及び次の書類（以下「申請書等」という。）を交付年度の前年度の6月30日までに提出させなければならない。ただし、補助事業の目的又は内容により、必要がないと認めるときは、申請書等に記載すべき事項の一部又は全部を省略させることができる。

(1) 補助を受けようとする航路に関する次に掲げる事項（以下「運航計画」という。）

を記載した運航計画書

ア 航路の起点、寄港地、終点及びこれら相互間の距離（航路図をもって明示すること。）

イ 使用旅客船（予備船を含む。）の明細

ウ 運航回数及び発着時刻

(2) 交付年度以降の3年間における補助を受けようとする航路に係る次に掲げる事項（以下「整備計画」という。）を記載した航路整備計画書

ア 当該離島航路事業の合理化のため、他の旅客定期航路事業者（海上運送法第2条第4項に規定する旅客定期航路事業を営む者をいう。）と行う次に掲げる事項

(ア) 合併

(イ) 事業の譲渡及び譲受

(ウ) 海上運送法第28条の協定、契約又は共同行為

イ 当該航路の利用者の利便の増進のためにする使用旅客船の整備その他の運航計画の改善

(3) 補助対象期間に係る当該航路ごとの航路損益見込計算書

(離島補助航路の指定)

第4条 前条の申請に係る離島航路の中から、都がその維持存続を必要と認める航路について、次に定める基準に基づき、離島補助航路を指定する。当該指定をし又は指定をしない場合に、申請者に対し、必要に応じその旨通知（別記第2号様式）し、意見を徴することができるものとする。

(1) 航路に関する基準

- ア 当該航路が陸上の国道又は都道に相当する海上交通機能を有するものであること。
- イ 当該航路において関係住民のほか、郵便物又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。
- ウ 当該航路の経営により、交付年度の前年度の10月1日から交付年度の9月30日までの1年間に欠損が見込まれるものであること。

(2) 整備計画及び運航計画に関する基準

当該航路に係る整備計画が、当該航路の維持及び改善を図るため適切なものであつて、その実施が確実であり、かつ、当該航路の運航計画、運賃及び料金が当該整備計画に適合していると認められるものであること。

(指定航路事業者に対する監督)

- 第5条 指定航路事業者として、
補助金に係る事業についての必要な報告をさせ、又はすべての収入及び支出を記載し、
計理の内容を明らかにしている帳簿、書類その他の物件等を提出させるものとする。
- 2 指定航路事業者として、
遅滞なく当該各号に定める書類を提出させるものとする。
- (1) 海上運送法第8条、第11条、第15条又は第18条の規定による認可又は許可があつた場合、当該認可又は許可に係わる申請書の写し及び認可書又は許可書の写し
 - (2) 海上運送法第16条又は第19条の規定による行政処分があつた場合、当該処分書の写し

(補助金の交付の決定)

- 第6条 第3条の規定により提出された書類を審査し、第4条の離島補助航路を指定した航路のうち、補助金の交付が適當と認められる場合は、補助金の交付の決定をしなければならない。
- 2 前項の交付決定の額は、予算の範囲内で定めるものとする。
- 3 第1項の決定をしたときは、その旨を申請者に通知（別記第3号様式）しなければならない。

(補助金の概算払いの請求等)

- 第7条 前条第3項の規定により交付決定の通知を受けた補助対象事業者は、交付決定の額の範囲内で、概算払いによる補助金請求書（別記第4号様式）を提出することができる。
- 2 前項の規定により概算払いの請求があつたときは、交付決定の額の範囲内で、これを交付することができる。

(実績報告)

第8条 補助対象期間内における補助事業が完了したときは、航路ごとに、指定航路事業者をして、次の各号に定める書類を添付した離島補助航路運航実績報告書（別記第5号様式）を、交付年度の11月30日までに提出させなければならない。

- (1) 補助対象期間に係る航路損益計算書
- (2) 定款並びに最近の貸借対照表、営業報告書及び利益金処分に関する書類又はこれに相当するもの
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 交付すべき補助金の額は、前条に基づく離島補助航路運航実績報告書を審査し、必要に応じて行う現地調査等を基に、第3項により査定する欠損額（以下「実績欠損額」という。）とする。

2 畦島航路整備法（昭和27年法律第226号）に基づく国庫補助金の交付申請を行った航路にあっては、交付すべき補助金の額は実績欠損額から地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号。以下「確保維持要綱」という。）第37条の規定に基づき算出された国庫補助額を減じた額とする。この場合において、国庫補助額には、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路運営費等補助金・離島航路構造改革補助金）運用方針（平成23年国海内第8号-2）2(2)の規定による差引額を含めないものとする。

3 第1項の実績欠損額は航路損益計算書による欠損額を、次に定める方法により査定し、算出する。

- (1) 費用の計算方法が、別に定める補助航路損益計算書作成要領に適合していないときは、これに適合させる。
- (2) 運賃又は料金の無認可割引があったときは、認可された運賃又は料金に相当する収入があったものとする。
- (3) 次に掲げる費用は、これを費用として認めない。
 - ア 貨物の不足、損傷、揚違い等による弁償金、訴訟費用等（貨物弁金）
 - イ 役員退職金、役員賞与その他これに類する支出
 - ウ 法人税法（昭和40年法律第34号）第37条の規定により損金と認められる範囲外の寄付金及びその範囲内であっても運輸営業上必要止むを得ないと認められることのできない寄付金
 - エ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第61条の4の規定により損金として認められる範囲外の交際費及びその範囲内であっても運輸営業上必要止むを得ないと認められることのできない交際費
 - オ 船員費のうち、別表に掲げた方式により算出された船員数を超える船員に係る経費
 - カ 当期中の航路に関する本社、支店、出張所等の費用（以下「店費」という。）のう

ち、総費用の30パーセントを超えた経費。ただし、店費の中に売店及び食堂の運営、管理に係る費用があるときは、当該費用を差し引いた額を店費とする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、直近の決算における補助対象事業者の全事業の当期利益金額が全事業の事業用固定資産価額の3パーセント相当額を超えている者（第3条第2号に掲げる他の旅客定期航路事業者とする事業の集約を行った者にあっては、当該集約の実施から5年を経過しない者を除く。）に対する航路補助金の交付額は、第1項の規定により算出した額から全事業の事業用固定資産価額の3パーセント相当額を超える利益額を差し引いた額とする。
- 5 第1項、第2項又は前項により補助金の額を確定したときは、その旨を補助対象事業者に通知（別記第6号様式）しなければならない。
- 6 前項の確定額が交付決定の額を上回った場合、予算の範囲内で補助金の追加交付をすることができる。また、確定額が交付決定の額を下回った場合、補助対象事業者は、指定する期日までに、確定額とすでに交付を受けた概算払額との差額を都に返還しなければならない。

（補助金の交付決定の取消）

第10条 補助対象事業者が次の各号の一に該当するときは補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 前条第4項の場合において補助すべき額がないとき。
- (2) 直近の決算において、資本金の8パーセント相当額を超える配当をしているとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成6年度及び平成7年度予算に係る第3条に規定する補助金交付申請及び第4条に規定する離島航路の指定については、従前の要綱第3条に基づく補助金交付申請書の受理をもって、この要綱による当該申請及び指定があったものとみなす。

附 則 （平成12港島管第526号）

- 1 この要綱は、平成12年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成12年度及び平成13年度予算に係る第3条に規定する補助金交付申請及び第4条に規定する離島航路の指定については、従前の要綱第3条に基づく補助金交付申請書の受理をもって、この要綱による当該申請及び指定があったものとみなす。

附 則 （平成16港島管第517号）

- 1 この要綱は、平成16年度予算に係る補助金から適用する。

2 平成16年度及び平成17年度予算に係る第3条に規定する補助金交付申請及び第4条に規定する離島航路の指定については、従前の要綱第3条に基づく補助金交付申請書の受理をもって、この要綱による当該申請及び指定があつたものとみなす。

附 則 (平成17港島管第691号)

- 1 この要綱は、平成17年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成17年度及び平成18年度予算に係る第3条に規定する補助金交付申請及び第4条に規定する離島航路の指定については、従前の要綱第3条に基づく補助金交付申請書の受理をもって、この要綱による当該申請及び指定があつたものとみなす。

附 則 (平成21港島管第626号)

- 1 この要綱は、平成21年度予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成23港島管第962号)

- 1 この要綱は、平成23年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 第2条第7号中「前年度の10月1日から交付年度の9月30日まで」とあるのは、平成23年度に限り、「4月1日から9月30日まで」と読み替えるものとする。ただし、附則第5項の規定に基づき申請する補助対象事業を除く。
- 3 第3条第1項中「交付年度の前年度の6月30日」とあるのは、平成23年度に限り、「交付年度の6月30日」と読み替えるものとする。
- 4 平成23年度予算及び平成24年度予算に係る第3条に規定する補助金交付申請及び第4条に規定する離島航路の指定については、従前の要綱第3条の規定に基づく補助金交付申請書の受理及び同第4条の規定に基づく指定をもって、この要綱による当該申請及び指定があつたものとみなす。
- 5 第9条第2項に規定する交付すべき補助金の額は、確保維持要綱附則第17条前段に基づき申請する補助対象事業については、実績欠損額から同要綱別表16の規定に基づき算出された国庫補助額を減じた額とする。この場合において、国庫補助額には、同表第3項の規定による差引額又は同表第4項の規定による加算額は含めないものとする。ただし、附則第2項によって読み替えられた補助対象期間について、確保維持要綱第30条の算定方式により算出される経費を補助対象とする申請を行う場合は、この限りではない。

別表

1 主船（定期的に補助航路に使用される船舶）における船員数の算出方法

$$\frac{\text{船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 69 条に規定する定員} \times \text{年間日数}}{\text{年間日数} - (\text{休日数} + \text{有給休暇} + \text{船員交代に要する旅行日数})} = \text{船員数}$$

上記算式に、他の航路に使用される船舶がある場合は船舶ごとに、そうでない場合は所有船舶全体で行う。

また、端数が出たときは切上げとする。

2 予備船（主船等の修繕及び故障等による代替船として保有され、予備的に使用される船舶）における船員数の算出方法

$$\frac{\text{船員法第 69 条に規定する定員} \times \text{稼動日数} + \text{修繕日数}}{\text{年間日数} - (\text{休日数} + \text{有給休暇} + \text{船員交代に要する旅行日数})} = \text{船員数}$$

端数が出たときは切上げとする。